

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）岡本谷地区）を行うことについて平成21年3月6日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農林水産課において平成21年3月30日から同年4月19日まで縦覧に供する。

平成21年3月23日

香川県知事 真鍋武紀